# 軽自動車税（種別割）の申告について

軽自動車税（種別割）は、毎年４月１日を基準日とし、使用または所有されている方へ課税されます。使用していない軽自動車やバイクをお持ちの方は、廃車の手続きをお願いします。基準日までに廃車していない場合には、実際に車両がなくても税金がかかります。また、納税義務者が死亡、転出・転居、車両を譲渡した場合には、所定の手続きをお願いいたします。
※軽自動車でも、車両の種類によって届け出をする場所が異なります。

**○今金町役場でできる車両の手続き**

| 車種区分 | 手続き | 必要なもの |
|---|---|---|
| 原動機付自転車<br>（125CC以・0.6KW以下）<br>小型特殊自動車<br>今金町ナンバーのもの | 標識（ナンバー）交付 | 身分証明書（顔写真付き）<br>※【印鑑 法人の場合】 |
| | 名義変更 | |
| | 廃車 | ナンバープレート・身分証明書（顔写真付き）<br>※【印鑑 法人の場合】 |

※函9、函99、函館99ナンバーの小型特殊自動車の名義変更や廃車も可能です。

**○その他の車両の手続き**

| 届出窓口 |
|---|
| 現在住んでいる地区の軽自動車協会（四輪車）、陸運支局（軽二輪、小型二輪）、各自動車取扱店（カーディーラー）等 |

**令和6年度土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿による縦覧のお知らせ**

《縦覧期間》●４月１日から５月31日　※土・日・祝日を除く
●８時30分から17時15分まで
《縦覧場所》●役場１階　税務住民課

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ　☎82-0111

# 戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内

戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断窓口を檜山振興局に設けていますので、ご自宅の耐震診断に活用してください。

なお、耐震診断申込書はウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送又はFAXにて檜山振興局の窓口あてに送付してください。
今金町役場 公営施設課でも受け付けています。

ウェブサイト：北海道　“戸建て木造住宅の耐震診断”
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/taisinnsinndann.html

【対象住宅】
●２階建て以下で延べ床面積500㎡以下の戸建て木造住宅
●申込者が当該戸建て住宅の所有者又は居住者であること
●建築年次は問いません。

【診断方法】
●対象住宅の図面（寸法のわかる平面図、仕上げ表など）により実施します。
●現地調査は行いません。



【受付窓口・お問い合わせ】
〒043-8588　北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3
北海道檜山振興局 産業振興部 建設指導課 建築住宅係
☎0139-52-6632　FAX 0139-52-4643
（土曜日・日曜日・祝祭日を除く 午前８時15分～午後５時）

【問合せ】公営施設課　土木・建築グループ　☎82-0111

# 浄化槽整備補助金のお知らせ

今金町では衛生的で快適な生活環境づくりを進めるため平成16年度より公共下水道区域外の方を対象として、『浄化槽（合併浄化槽）』の整備に補助金を交付しております。

令和６年度分の事業を下記のとおり予定しております。
令和６年度中に設置を希望される方は下記をご理解のうえ、お申し込みください。

## 申込み受付期間予定

・３月下旬から４月下旬まで（約１ヵ月間）※詳しくは３月15日の回覧をご覧ください。

## 申込方法

・受付期間内に申込書を役場公営施設課まで提出してください。申込書は公営施設課に設置しています。

## 補助区分および補助金額

●５人槽　　／　800,000円（補助金限度額）
●７人槽以上／ 1,000,000円（補助金限度額）
※し尿処理と雑排水を併せて処理する浄化槽（合併浄化槽）で、町の補助規定に適合する施設が補助対象。

【注意事項】
①予定以上の申込みがある場合は、新築を優先として　既存住宅の改造は抽選と致します。
②申込みや町からの補助決定通知などの所定の手続きや許可なく設置された方には補助する事ができませんのでご注意ください。

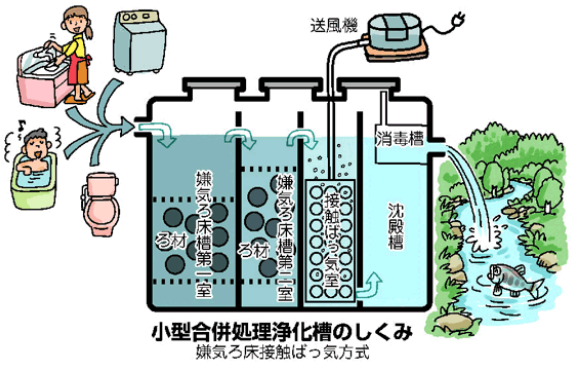

小型合併処理浄化槽のしくみ
嫌気ろ床接触ばっ気方式

浄化槽設置者には、定期的な保守管理と清掃および法定検査が法律で義務付けられていますので、必ず実施してください

【問合せ】公営施設課 上下水道グループ　☎82-0111

# 実勢賃借料などのお知らせ

●農業者以外の方も、農地を相続等により取得した場合は届け出が必要となります。
●標準小作料制度が廃止され、自由に農地の賃借料を設定することが可能となりました。実勢賃借料をお知らせいたしますので下記を参考にしてください。

| 今金町全域 | 平 均 額 | 最 高 額 | 最 低 額 | データ数 |
|---|---|---|---|---|
| 田（水　稲） | 11,600円 | 20,800円（２件） | 3,000円（１件） | 380 |
| 畑（普通畑） | 5,400円 | 9,000円（１件） | 2,000円（１件） | 94 |
| 畑（牧草畑） | 3,700円 | 5,000円（４件） | 1,000円（４件） | 80 |

※１…　データ数は集計に用いた筆数です。
※２…　金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
※３…　令和４年11月から令和５年10月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）です。

【問合せ】農業委員会　☎82-0111